



## 贈与税と相続税 ～令和5年度における改正～

令和5年税制改正により、贈与税に関し大きな改正が行われました。改正された点を贈与の方法ごとに確認していきましょう。贈与の方法は暦年贈与、相続時精算課税の2つがあります。

### 【暦年贈与】

#### ・暦年贈与について（現行制度）

暦年贈与とは、年中(1月1日～12月31日)に行われた贈与のうち、贈与された財産の価額が110万円を超える部分に対して贈与税が課税される制度です。贈与をした年中の贈与財産のうち、110万円までは贈与税が非課税となります。但し、相続(被相続人の死亡)が発生した場合には、被相続人から相続人に毎年贈与されていた財産のうち、相続開始前3年以内に贈与された財産については相続財産に加算され、相続税の課税の対象となります(生前贈与加算といいます)。



#### ・改正点

今回の改正によって、生前贈与加算の対象が「相続開始前3年以内」より「相続開始前7年以内」に拡大されました。この変更により、暦年贈与により節税対策をしている場合、相続税の負担が増える懸念があります。ただし、経過措置が設けられており、令和9年1月1日以降に生じる相続から適用されます。令和9年1月1日以降の相続に関しては、現行の相続開始前3年以内の被相続人からの贈与された財産の価額と令和6年1月1日以後に被相続人から贈与された財産で相続開始前3年を超えて取得した財産の価額の合計額から100万円を控除した残額の合計を相続財産に加算する必要があります。

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
	令和13年1月1日～	相続開始前7年間

出典：国税庁「令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし(令和5年6月)」

### 【相続時精算課税】

#### ・相続時精算課税制度について（現行制度）

- 60歳以上の父母(祖父母)から18歳以上の子(孫)へ財産を贈与した時に選択できる制度で、2,500万円までの特別控除があり贈与税の税率は20%です。2,500万円の特別控除は贈与者ごとに、期間の制限なく控除を受けることができます。
- 相続精算課税制度を利用して贈与した財産は、相続時に相続財産に加算して相続税額を計算する必要があります。加算する金額は贈与時の価格で、贈与時に納めた贈与税は計算された相続税額から控除されることとなります。

#### 【例1】

Aが令和6年に祖父より3,000万円、父より2,500万円の贈与を受ける場合の贈与税額

- ①祖父からの贈与：(3,000万円-2,500万円)×20%=100万円
- ②父からの贈与：(2,500万円-2,500万円)×20%=0
- ③贈与税額：①+②=100万円

#### 【例2】

Bが父より令和4年に1,000万円、令和6年に2,000万円の贈与を受ける場合の贈与税額

- ①令和4年：1,000万円-1,000万円※1=0  
※1：1,000万円<2,500万円 ゆえに1,000万円
- ②令和6年：2,000万円-1,500万円※2=500万円  
※2：2,000万円>2,500万円-1,000万円=1,500万円 ゆえに1,500万円
- ③贈与税額：500万×20%=100万円

#### ・改正点

今回の改正によって、現行の2,500万円特別控除とは別に110万円の基礎控除が新設されました。この改正は令和6年1月1日以後の相続時精算課税に係る贈与に対して適用されるものであり、暦年贈与の非課税枠とは別個に設定されます。また、贈与者が2人以上いる場合には110万円を按分して控除します。これにより、上記【例1】及び【例2】の場合は以下のように変わります。

#### 【例1】

令和6年に、Aが祖父より3,000万円、父より2,500万円の贈与を受ける場合の贈与税額

- ① 祖父からの贈与：(3,000万円-60万円※3-2,500万円※4)×20%=88万円  
※3：110万円× $\frac{3,000万円}{3,000万円+2,500万円}$ =60万円  
※4：3,000万円-60万円=2,940万円>2,500万円 ゆえに2,500万円
- ② 父からの贈与：(2,500万円-50万円※5-2,450万円※6)×20%=0  
※5：110万円× $\frac{2,500万円}{3,000万円+2,500万円}$ =50万円  
※6：2,500万円-50万円=2,450万円<2,500万円 ゆえに2,450万円
- ③贈与税額：①+②=88万円(改正前よりも贈与税の負担が減少)

#### 【例2】

Bが父より令和4年に1,000万円、令和6年に2,000万円の贈与を受ける場合の贈与税額

- ①令和4年：1,000万円-1,000万円※7=0  
※7：1,000万円<2,500万円 ゆえに1,000万円
- ②令和6年：2,000万円-110万円※8-1,500万円※8=390万円  
※8：2,000万円-110万円=1,890万円>2,500万円-1,000万円=1,500万円 ゆえに1,500万円
- ③贈与税額：390万円×20%=78万円(改正前よりも贈与税の負担が減少)

今回の相続時精算課税制度の改正は、贈与税のみの観点では贈与を受ける方にとって有利な改正と言えます。しかし、相続時精算課税によって贈与された財産は相続税の課税の対象となり、相続税の申告の際、小規模宅地等の特例の規定(一定の条件下において、宅地等の評価額を減少させるもの)を受けることができない点など留意すべき点があります。また、一旦相続時精算課税の届出を提出してしまうとその届出は撤回できないため、相続時精算課税制度の選択にあたっては税理士などの専門家に相談し、贈与を行う時期や財産の状況などを考慮し慎重に検討する必要があります。

お問合せ先

**AKJ Partners**


税理士法人 AKJパートナーズ 福岡オフィス

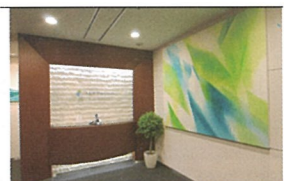
税理士：富永・高尾

福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティビジネスセンタービル9F

TEL.092-283-3350 / FAX.092-283-3351

お問合せは  
コチラ▶





ご存知ですか?